

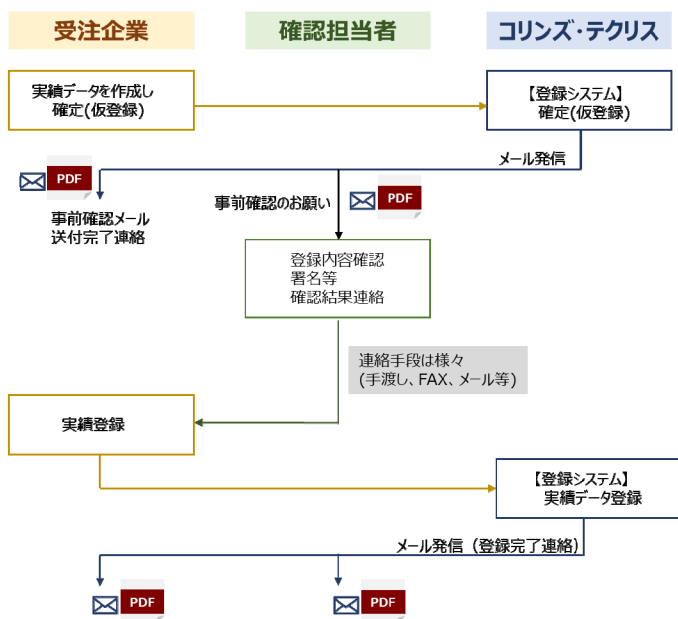
# コリンズ・テクリス オンライン確認のススメ

## 1. 登録内容確認システムとは[2023年8月導入]

- 発注機関は**登録内容の確認※**をWeb(オンライン)上で実施
- 登録内容の確認を行う**全発注機関**を対象に**無償提供**  
(検索システム未契約機関も利用可[要新規申込※])

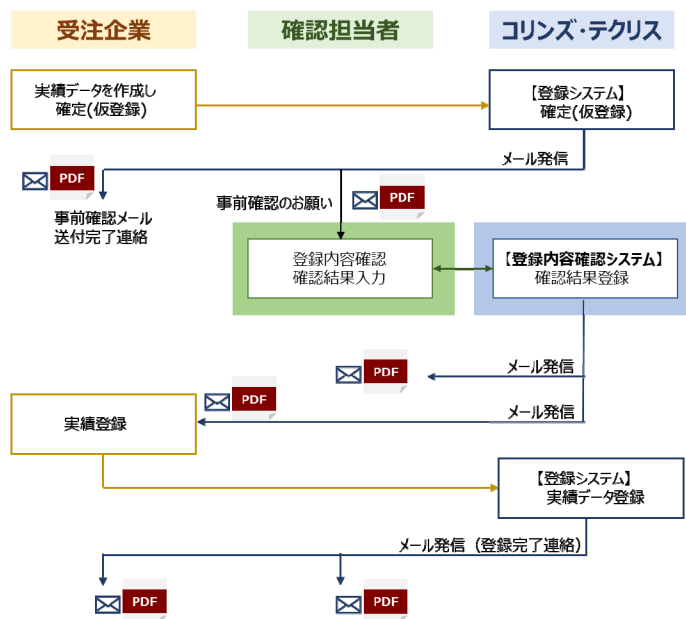
※受注企業が実績データを登録する前に 発注機関が事前に内容確認を行う手続きで、コリンズ・テクリスDBの**信頼性担保の要**です

※「コリンズ・テクリス登録内容確認システム利用申込みフォーム」より申し込みください



これまでの登録の流れ

[簡略化のため一部省略しています]



登録内容確認システムを利用した登録の流れ

[簡略化のため一部省略しています]

## 2. オンライン確認のメリット

- ① **ペーパーレス化や事務手続きの簡素化・迅速化**  
署名を廃止し、受発注者間の連絡手段(手渡し、FAX、メール等)をオンライン化
- ② **虚偽登録の防止**  
発注機関が確認した内容とその結果の証跡をシステムにデータとして保持
- ③ **受注企業の負担(登録時の添付書類のアップロード)が軽減**  
訂正登録等の際に、不正防止のためにJACICで行っている書面審査が不要に

**受発注者双方の働き方改革 DBの信頼性向上・公正な競争**

受発注者双方にメリット大のコリンズ・テクリスのオンライン確認を是非ご利用ください

## 3. 登録内容確認システムを利用するための事前手続き

登録内容確認システムを利用するためには、  
事前に**利用責任者※1**(または**利用責任者補助者※2**)  
による**確認担当者のアカウント作成※3**が必要です

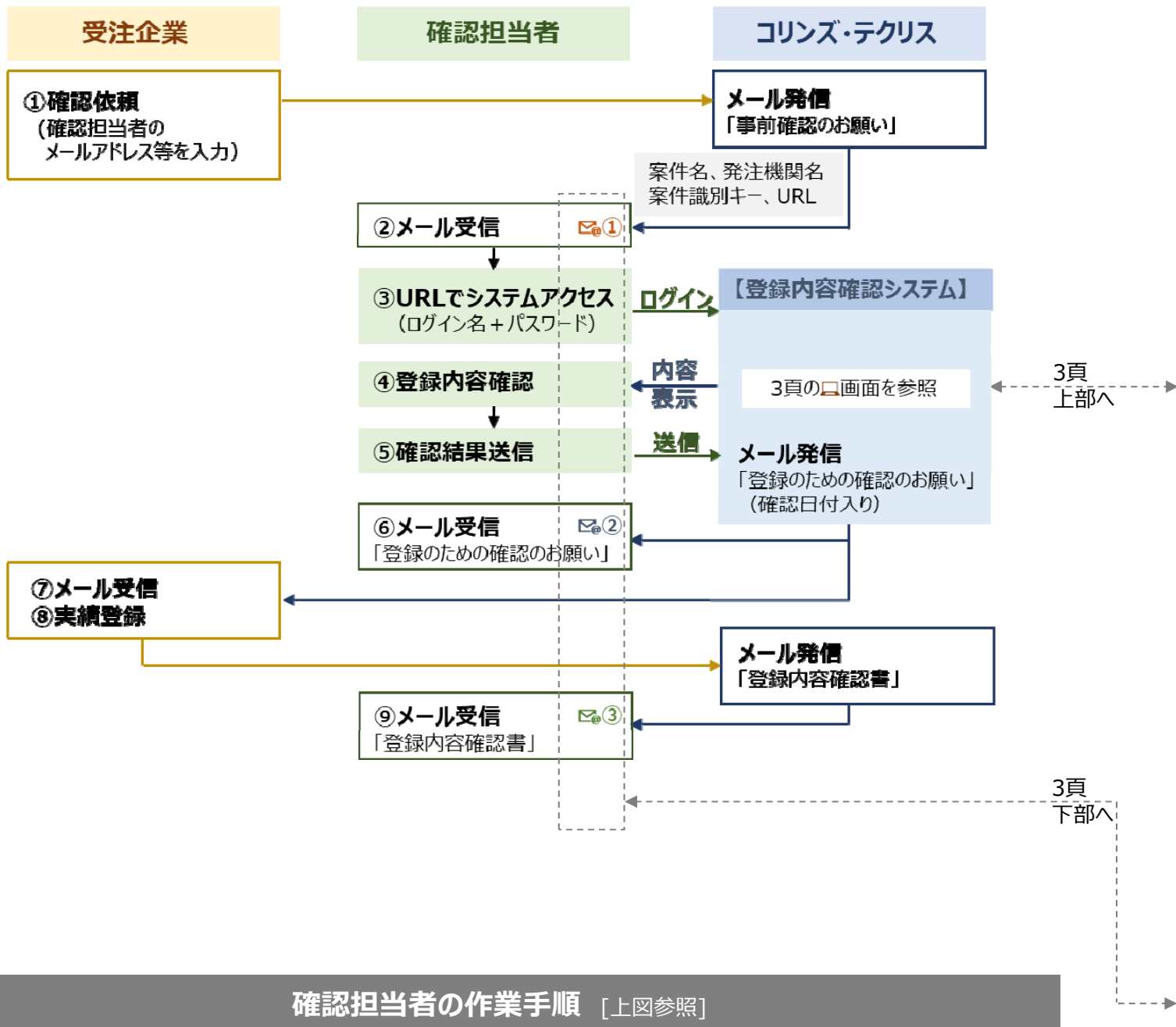
[ログイン名、メールアドレス]

※1 JACICとの窓口となる方で  
発注機関毎に1名登録

※2 利用責任者とほぼ同等の  
設定権限を有する方

※3 発注機関あたり上限2,000

(各発注機関の状況については、利用責任者または利用責任者補助者にご確認ください)



## 確認担当者の作業手順 [上図参照]

② システムから確認担当者宛に直送される「事前確認のお願い」メールに「案件識別キー」が記載されています。

③ 登録内容確認システムのログイン画面で、「ログイン名」「パスワード」「案件識別キー」を入力しログイン

④ メールに添付されている「登録のための確認のお願い」(PDF)と同内容が画面に表示→その内容を確認

⑤-1 内容に問題がない場合は、「確認結果」欄の「内容が正しいことを確認したため、登録を承認します」にチェックを入れ、確認年月日を入力の上、「次へ」ボタンをクリック→⑤-3へ

⑤-2 内容に誤り又は疑義がある場合は、「確認結果」欄の「内容に誤り・疑義があるため、修正してください」にチェックを入れ、必ず「登録企業へのコメント」欄に修正等の指示事項を500文字以内で入力し、確認年月日を入力の上、「次へ」ボタンをクリック→⑤-3へ

⑤-3 「確認結果確認」画面で再確認し、問題なければ、「確認結果を送信」ボタンをクリック

⑦ 確認担当者が確認した内容は、システムからの自動メール(確認結果メール)により受注企業に送信されます。

⑧-1 受注企業は、確認結果メールの内容が承認であれば、メール受領後にその内容を登録システムに登録します。

⑧-2 受注企業は、確認結果メールの内容が修正であれば、メールを受領後に修正の上で、再度、確認依頼のための操作(①)を行います。→システムから確認担当者へメールを再送信 (②に戻ります。)

# 登録内容確認システム利用画面(イメージ)

コリンズ

ヘルプ ログアウト

## 登録内容確認・結果入力

### 確認対象となる工事実績データ

件名	確認_河野2
登録種別	受注登録

工事実績データの詳細情報を表示します。

[ [契約データ](#) | [工事データ](#) | [担当者データ](#) | [発注機関確認担当者](#) | [確認結果](#) | [確認結果送信先](#) ]

企業が入力した発注機関確認担当者情報を表示しています。  
以下の情報が登録内容確認書に記録されますので、誤りがある場合は正しい情報を入力し直してください。

### 発注機関確認担当者情報

発注機関担当者所属部署名(必須) [全角] 30文字以下	内閣府大臣官庁 ※上記は、実績データ内の発注機関名です。以下の入力欄には部署名のみを入力してください。 工務課
発注機関担当者氏名(必須) [全角] 16文字以下	河野

[▲このページの先頭へ](#)

確認結果を入力してください。  
企業へ修正を指示する場合は、「登録企業へのコメント」欄に修正内容を必ず入力してください。

### 確認結果

確認結果(必須)	<input type="radio"/> 内容が正しいことを確認のため、登録を承認します。 <input type="radio"/> 内容に誤り・疑義があるため、修正してください。
確認年月日(必須) [平角数字] 4桁-2桁-2桁	西暦2023年04月25日(令和5年4月25日)
登録企業へのコメント [全半角] 500文字以下	全角スペースや改行についても1文字としてカウントされますのでご注意ください。

次へ 一時保存

確認結果の入力 (いずれかを選択)

- ① 登録を承認
- ② 修正指示(受注企業に差し戻し)

確認年月日の入力 (※必須)

受注企業へのコメントを入力  
(500文字以内)  
(※「修正指示」の場合は必須)

## 確認担当者が受領するメール

発出日: コリンズ デバイスセンター  
2023年7月11日 火曜日 16:23  
宛先: abcd@jacic.or.jp  
件名: コリンズ(20230616155623)(受注登録)事前確認のお願い  
添付ファイル: CM00310089\_20230616\_155624562.pdf

※本メールは登録企業の操作でコリンズ・テクリスから自動送信しています。

〇〇県〇〇事務所  
△△部署  
確認太郎 様

登録企業の依頼により別途「登録のための確認のお願い」を発行しました。  
以下のいずれかの方法で、登録内容の確認を行ってください。

- 登録内容確認システムを利用する  
※利用するためには、登録内容確認システムが利用可能なログイン名とパスワードが必要です
- メールに添付された「登録のための確認のお願い」を確認する

登録内容確認システムが  
案件毎にいずれかを選択  
① 登録内容確認システム  
② 従来の確認方法

案件名  
発注機関名  
案件識別キー  
※URLは別位置に表示

登録のための確認のお願い

2023年06月06日

国土地交通省東北地方整備局河川部

御中

以下は、工事実績データの登録内容について確認をお願いします。

(請求者)  
株式会社JACICテスト

登録対象工事種別	竣工登録
登録番号	4050119723
件名	〇〇〇〇工事
請負金額(税込)	250,000,000 円(千円500万円)
契約工期	2023年01月01日 ~ 2025年03月31日(令和5年1月1日 ~ 令和7年3月31日)
発注機関名	国土地交通省東北地方整備局河川部
契約方式	指名競争入札方式(価格)
受注形態	単独

確認に際しての留意事項  
・登録内容の詳細は「当該工事の登録履歴」および「登録予定の工事実績データ(明細)」を参照してください。

登録内容の事前確認結果	上記の工事実績データについて登録して良いことを確認した。
発注機関確認担当者記入欄	発注機関名: 国土地交通省東北地方整備局河川部 所属部署名: 工務部 担当氏名: 担当 確認年月日: 2023年06月06日

「署名」がなくなり、  
確認担当者が入力した日付を明記

登録内容確認書(工事実績)

株式会社JACICテスト

御中

以下の内容は一般財団法人日本建設情報総合センターに工事実績として登録されていることを確認しました。  
※登録内容確認システムの利用(発注機関): 利用している

登録工事種別	竣工登録
登録年月日	2023年06月06日
登録年月日	2023年06月06日
登録番号	4050119723
件名	〇〇〇〇工事
請負金額(税込)	250,000,000 円
契約工期	2023年01月01日 ~ 2025年03月31日
発注機関名	国土地交通省東北地方整備局河川部
契約方式	指名競争入札方式(価格)
受注形態	単独
請求者名称	株式会社JACICテスト
工事種別	工事実績

※ 登録内容の詳細は「当該工事の登録履歴」および「工事実績データ(明細)」を参照してください。

本書発行年月日 2023年06月06日

発注機関が登録内容確認システムを  
利用していることを明記

① 事前確認のお願い

② 登録のための確認のお願い

③ 登録内容確認書

## 5. 登録内容確認システムに関するFAQ（よくあるご質問）

**Q1** ① 今まで通り、「確認のお願い」メールに添付してある「登録のための事前確認のお願い」(PDF)で確認もできるし、新しくシステムからの確認もできるという事ですか？

② 登録内容確認システムへは、いつまでに移行しなければならないという期限はありますか？

↳ **A1** ① 当面、どちらの方法でも確認ができます。  
② 移行期限も設けておりません。

各発注機関におかれては、登録内容確認システムを導入した趣旨(ペーパーレス化等、受発注者双方の事務手続き簡素化)を御理解いただき、登録内容確認システムへの早期移行をお願いします。

**Q2** 確認の方法(従前の方法 or 登録内容確認システム)を決めるのは発注機関と受注機関のどちらですか？

↳ **A2** 発注機関の確認担当者の判断になります。

なお、登録内容確認システムで確認を行う場合は、システムから直送される「事前確認のお願い」メールにのみ記載される「案件識別キー」が必要です。

したがって、発注機関の確認担当者は、自分のメールアドレス※を受注企業の担当者に提供の上、確認依頼をシステムからのメールで行うよう指示してください。(※最大3までの同報メールアドレスも追加可)

**Q3** 実績データの登録は、従来通り、受注企業が行うのでしょうか？

↳ **A3** 工事・業務の実績データや確認担当者の情報（メールアドレスを含む）の入力と発注機関の登録内容確認が完了した後の登録の実行は、従来と同様に受注企業が行います。

**Q4** 今までの登録内容の確認方法と、登録内容確認システムを利用しての確認方法では、受注企業側での作業は変わりますか？

↳ **A4** 登録内容確認システムを利用して確認をした場合は、確認書類のシステムへのアップロードが不要になるなど、受注企業側での作業が簡便化されます。

**Q5** 登録内容確認システムの利用で不正は100%防げますか？

↳ **A5** 不正行為にも様々なものがあります。  
登録内容確認システムの導入により防止しようとしているのは、主として発注機関の事前確認を得ずに登録を行おうとする行為です。  
各発注機関におかれては、引き続き登録前の事前確認を確実に行っていただくことが必要です。

**Q6** 登録内容確認システムを「利用している」前提で案件処理して、登録内容確認書に(登録内容確認システムを)「利用していない」と表示されるケースはありうるのでしょうか？

↳ **A6** 受注企業が、発注機関の登録内容確認の後に、実績データを変更し、その変更後の実績データについて発注機関の登録内容確認を経ないで登録を実行する(登録を完成させる)と発生します。

これは、

① 不正な登録を目的とした意図的なものである場合

② 何らかの誤操作に起因する場合

が考えられますので、まずは受注企業に説明を求め、事実関係を把握していただく必要があります。

## 6. お問い合わせ先

一般財団法人 日本建設情報総合センター (JACIC)  
コリンズ・テクリスセンター  
発注機関向けヘルプデスク  
E-mail : [ct\\_pubh@jacic.or.jp](mailto:ct_pubh@jacic.or.jp)  
Tel : 03-3505-5800 Fax : 03-3505-0851

詳細は、  
「機能更新 (リブレース) と機能改良について」  
の特設ページをご覧ください  
(右のQRコードよりアクセスできます)



JACIC